

第46号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第11条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第12条第1項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、県営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第27条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、第27条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に定めるところにより算出した額とすることができ

る。

第13条第1項中「第8条」を「第7条」に改める。

第25条第1項中「第12条第1項」の次に「又は第4項」を加える。

第26条第1項及び第27条第1項中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第28条中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第46条中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第52条中「公営住宅法施行規則第11条」を「公営住宅法施行規則（昭和26年建

設省令第19号)第12条」に改める。

第70条中「第12条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定、第13条第1項の改正規定、第28条の改正規定(「第11条」を「第12条」に改める部分に限る。)及び第52条の改正規定は、公布の日から施行する。